

通知預金規定

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫の申込書（入金票）の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1. （預金の支払時期等）

- （1）通知預金（以下「この預金」といいます。）は、預入日から7日間の据置期間経過後に利息とともに支払います。
- （2）共通規定第7条第3項による場合を除きこの預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。

2. （預入れの最低金額）

この預金の預入れは、1口10,000円以上とします。

3. （証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は、直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を通知預金元帳から引落します。

4. （利息）

- （1）この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて当金庫任意の日に変更し、新利率は当金庫が定めた日から適用します。
- （2）この預金を据置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- （3）この預金の付利単位は1,000円とします。

5. （預金の解約）

- （1）この預金を解約するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

（2）前項の解約の手續に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは支払いを行いません。

（3）解約は預金1口ごとに取扱います。その一部の解約はいたしません。

（4）前3項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

6. （規定の変更等）

- （1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- （2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- （3）前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金（無利息型普通預金を含む）、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以上

（令和2年4月1日現在）